

○島田市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和2年7月10日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市犯罪被害者等支援条例（令和2年島田市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給対象者)

第2条 条例第7条の規則で定めるものは、次の各号に掲げる見舞金（以下「見舞金」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪等により死亡した者（当該犯罪等が行われた時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていたものに限る。以下同じ。）の遺族

(2) 重傷病見舞金 犯罪等により重傷病（負傷又は疾病であつて、その療養に要する期間が1月以上であるものをいう。）を負った者（当該犯罪等が行われた時から第4条第2項の規定による申請を行う時までの間、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものに限る。）

2 前項第1号の遺族は、犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡の時において、その者と生計を一にしていた者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪等により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は静岡県パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等の制度であると市長が認める制度に基づくパートナーシップの宣誓をした相手方を含む。）

(2) 犯罪等により死亡した者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して当該遺族見舞金を支給するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、見舞金の支給の対象となる犯罪等の被害が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第16条第1項（同法第23条の3第1項において準用する場合を含む。）の支払の対象となるときその他市長が見舞金の

支給の対象とすることが適当でないと認めるときは、第1項各号に定める者を支給の対象としない。ただし、当該犯罪等の被害が発生した事情等から市長が見舞金の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

(令7規則2・一部改正)

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪等の行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給するものとする。

(見舞金の申請)

第4条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 犯罪等により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪等により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本

(3) 遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書(様式第2号。第2条第3項に規定する代表者が申請する場合に限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、死亡し、負傷し、又は疾病が発生した日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、当該負傷又は疾病の状態により申請が困難であるときその他の当該期間内に申請をしないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者と加害者との間に次のいずれかに該当する関係が認められるとき。

ア 同居の関係

イ 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合又は静岡県パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等の制度であると市長が認める制度に基づくパートナーシップの関係にあつた場合を含む。）の関係

ウ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）の関係

エ 2親等内の親族（イ又はウに掲げるものを除く。）の関係

(2) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、犯罪被害者等に次のいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者等に次のいずれかに該当する事由があつたとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団員等と密接な関係を有する者であつたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 支給対象者が他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が見舞金の支給を行うことが適当でないとき。

(令7規則2・一部改正)

(見舞金の支給の決定等)

第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第7条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者が見舞金を請求しようとするときは、市長が別に定める日までに、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第8条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による申請を行った者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、及び既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告の徴収等)

第9条 市長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の支給を適正に行うため必要があると認めるときは、第6条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和5年8月14日規則第33号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年1月10日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

島田市長

住 所

氏 名

申請者

被害者との続柄

電話番号

遺族見舞金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 支給申請額 円

2 犯罪等の被害発生日時等

犯罪等の被害発生日時	年 月 日	午前・午後	時頃
犯罪等の被害発生場所			
犯罪等の被害者	ふりがな	-----	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	被害を受けた時の住所	島田市	
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪等による被害の発生状況			
当該犯罪等の被害に係る重傷病見舞金の支給の有無	有 ・ 無		
取扱警察署	警察署		
状況調査に係る同意欄			
遺族見舞金の支給の決定に際し、市が警察署等において上記犯罪等に関する事項について調査等を行うことに同意します。			
申請者氏名			

3 添付書類

- (1) 犯罪等により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪等により死亡した者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本
- (3) 遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書（様式第2号。支給を受けることができる遺族が2人以上いる場合で、選定された代表者が申請するときに限る。）
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

遺族見舞金支給代表者選定に関する届出書

年 月 日

島田市長

代表者氏名

遺族見舞金の支給について、島田市犯罪被害者等支援条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり代表者を選定したので届け出ます。

代 表 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	続 柄	
	電 話 番 号	
死亡した者	住 所	
	氏 名	
	死亡年月日	年 月 日
同意欄		
上記の者を代表者とすることに同意します。		
受給対象者氏名	住所	続柄

(注)

- 1 「続柄」の欄には、死亡した者との続柄を記入してください。
- 2 この届出書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号（第4条関係）

犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

島田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

重傷病見舞金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 支給申請額 円

2 犯罪等の被害発生日時等

犯罪等の被害発生日時	年 月 日	午前・午後	時頃
犯罪等の被害発生場所			
犯罪等の被害者	ふりがな	-----	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
被害を受けた時の住所	島田市		
犯罪等による被害の発生状況			
負傷又は疾病の状態			
取扱警察署	警察署		
状況調査に係る同意欄			
重傷病見舞金の支給の決定に際し、市が警察署等において上記犯罪等に関する事項について調査等を行うことに同意します。 <div style="text-align: right;">申請者氏名</div>			

3 添付書類

- (1) 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書
- (2) (1)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

犯罪被害者等見舞金 支給
不支給 決定通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請があった見舞金について、次のとおり決定します。

見舞金の種類	
決定の内容	支給 ・ 不支給
見舞金の額	円
不支給の場合の理由	

様式第5号（第7条関係）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により見舞金の支給の決定
を受けた 遺族見舞金 として、上記のとおり請求します。
重傷病見舞金

年 月 日

島田市長

住 所
氏 名
電話番号



口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ()	本 店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座 ・ ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(令 5 規則33・一部改正)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(令 5 規則33・一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(令 5 規則33・一部改正)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)